

大学院医薬保健学総合研究科保健学専攻（博士後期課程）

学位論文審査基準

1. 保健学の科学的基盤の形成，または保健学の発展に寄与する新たな知見およびその意義が明確な研究である。
2. 研究の遂行に際し，適切な倫理的手続きが取られている。人を対象とした研究では，国の定める倫理指針を遵守し，倫理的に配慮された内容である。動物を対象とした研究では，動物の保護および管理に関する指針の趣旨に沿ったものである。
3. 「医薬保健学総合研究科保健学専攻博士後期課程学生の学位請求に関する細則」の規程に原則として沿っており，博士課程委員会で認められた学会誌にアクセプトされた論文で，以下の内容を踏まえている。
 - (1) 論文の題名が適切である。
 - (2) 研究背景が論理的に記述され，研究目的が明確である。
 - (3) 目的に沿った研究方法である。
 - (4) 結果の表示方法，結果の解釈が妥当である。
 - (5) 文献が適切に用いられている。
 - (6) 図表・資料が適切に表示されている。
 - (7) 要旨が研究内容を正しく反映したものである。